

も く じ
目次

せいさくていげん
政策提言

- 1 ぼうさい 防災について 6 ページ
- 2 じゅうたく 住宅について 6 ページ
- 3 きょういく 教育について 7 ページ
- 4 しゅうろう 就労について 8 ページ
- 5 しょうがいしゃじりつしえんほう ちいきせいかつしえんじぎょう 障害者自立支援法の地域生活支援事業について 9 ページ
- 6 しんたいしょう しゃてちょう 身体障がい者手帳について 9 ページ
- 7 さつぼろし ふぞくきかんとく しょう しゃ どうよう 札幌市の附属機関等への障がい者の登用について 9 ページ

しょう しゃ せいさくていげん めいぼ
障がい者による政策提言サポーター名簿 10 ページ

へいせい ねんど かつどうじょうきょう
平成21年度の活動状況 11 ページ

しょう しゃ せいさくていげん せいどうんえいじぎょうじっしょうこう
障がい者による政策提言サポーター制度運営事業実施要綱 . . . 13 ページ

ていげん 提言

1 ぼうさい 防災について

しょう しゃ こうれいしゃ ようえんごしゃ ひなんしえん えんかつ おこな
障がい者や高齢者などの要援護者の避難支援を円滑に行うことができるよ
つぎ ていげん
う、次のことを提言する。

さっぽろしさいがいじょうえんごしゃひなんしえん さいがいじさき
(1) 「札幌市災害時要援護者避難支援ガイドライン」、「災害時支えあいハンドブ
ック」等の要援護者避難支援に関する情報について、町内会等に対する
しゅうち はいふ いじょう てっぺい
周知（配布）を、これまで以上に徹底するべきである。

たんいちょうないかい じちかい ちょうないかいたんい ろうじん しょう
(2) 単位町内会、マンション自治会などの町内会単位や、老人クラブ、障
がいでんたいとう ようえんごしゃ ひなんしえん かん せつめいかい かいさい
がい者団体等において、要援護者の避難支援に関する説明会を開催するよ
れんごうちょうないかい つう はたら
う、連合町内会を通じて働きかけるべきである。

ぼうさい ひ がつ にち ぜんし ようえんごしゃ たいしょう ひなんくんれん
(3) 防災の日（9月1日）に、全市レベルで、要援護者も対象とした避難訓練
じっし ていちゃく
を実施し定着させるべきである。

ろうじん しょう しゃだんたいとう つう ちいき しえんぼたい しゅたいてき
(4) 老人クラブ、障がい者団体等を通じて、地域の支援母体が主体的に
ようえんごしゃ とうろくかつどう おこな はたら
要援護者の登録活動を行うように働きかけるべきである。

ようえんごしゃ そんざい しゅうい ひとびと し ようえんごしゃみずか ひなん
(5) 要援護者の存在を周囲の人々に知ってもらうため、要援護者自らが避難
しえん かん かつどう かんしん も さんか はたら
支援に関する活動に関心を持って参加できるように働きかけるべきである。

しょう しゃせんよう ふくしひなんぼしょ してい
(6) 障がい者専用の福祉避難場所を指定するべきである。

へいせい ねん ねん がつ にち はっせい はんしん あわじだいしんさい じれい い しみん
平成7年（1995年）1月17日に発生した阪神・淡路大震災の事例を生かし、市民
ひとり うえみ ぼうさい ひ かんしん も じはつてき かつどう
一人ひとりが受身ではなく、防災について日ごろから関心を持ち、自発的に活動
じゅうよう かんが
できることが重要であると考える。

2 じゅうたく 住宅について

ちいき く らしたい しょう しゃ あんしん せいかつ しんたいしょう しゃ
地域で暮らしたい障がい者が安心して生活できるため、身体障がい者だけ
せいしんしょう しゃ ちてきしょう しゃ たんしんしゃ しえいじゅうたく もうしこ
ではなく、精神障がい者や知的障がい者の単身者も、市営住宅に申込みし
にゅうきよ つぎ ていげん
て入居できるように、次のことを提言する。

(1) 市の^{し たんしんむ}単身向け市営住宅の^{しえいじゆうたく もうしこみしかく にゆうきよじょうけん}申込資格・^{みなお}入居条件を見直し、^{せいしんしょう}精神障がい者や^{しや ちてきしょう}知的障がい者も市営住宅に入居できるようにすべきである。また、^{くに こうえいじゆうたくほう}国の公営住宅法では、^{せいしんしょう}精神障がい者や^{しや ちてきしょう}知的障がい者も入居が認められているので、^{さっぽろし しえいじゆうたく もうしこみしかく にゆうきよじょうけん}札幌市の市営住宅の申込資格・入居条件もそれに^{じゆん}準じべきである。

(2) ^{せいしんしょう}精神障がい者や^{しや ちてきしょう}知的障がい者で^{しや たんしんせいかつ}単身生活では^{かいご ひつよう}介護が必要な場合は、^{そうだんたいせい ちいき}相談体制や^{しえんたいせい}地域でのサポート支援体制などを^{かくりつ}確立し、^{きよじゆうしえん}居住支援を^{じゆうじつ}充実させたうえで、^{にゆうきよ}入居を^{みと}認めるべきである。

- ・ ^{せいしんしょう}精神障がい者や^{しや ちてきしょう}知的障がい者で^{しや たんしんせいかつ}単身生活でも^{かいご ひつよう}介護が必要ではない場合は、^{ばあい}例えば、^{たど}民間の^{みんかん}アパート等で^{とう}一定期間、^{いっていきかん}単身生活をしている^{じっせき}実績などを^{にゆうきよじょうけん}入居条件の一つとするなどして、^{しえいじゆうたく}市営住宅への^{たんしんにゆうきよ}単身入居を^{みと}認めるやり方も^{かた}あるであろう。

3 ^{きょういく}教育について

^{しょう}障がいのある子どもが、^こ将来、^{しょうらい}地域社会の^{いちいん}一員として^{さんか}参加していくためには、^{ちいき}地域の^{がっこう}学校で^{しゅうがく}就学することが^{きわ}極めて^{いぎ}意義のあることと^{かんが}考えるため、^{つぎ}次のことを^{ていげん}提言する。

(1) ^{さっぽろしまな}札幌市^{かつようじぎょう}学びのサポーター活用事業の^{よさんかくじゅう}予算^{かくほ}拡充とサポーターの^{かくほ}確保に^{いじょう}これまで以上に取り^{とく}組むべきである。^{しょう}障がいのある子どもも、^{しょう}障がいのない子どもも、^{たが}お互いに^{りかい}理解を^{ふか}深め^{きょうりよく}協力し^あ合^{かんきょう}える^{いくせい}環境を育成するためには^{ほんじぎょう}本事業が^{ふかけつ}不可欠であり、^{かくじゅう}さらなる^{ひつよう}拡充が必要であると^{かんが}考える。

^{しょう}障がい者に対する^{しや}理解^{たい}促進には、^{りかいそくしん}福祉教育（^{ふくしきょういく}総合的^{そうごうてきがくしゅう}学習）などで^{しょう}障がい者^{しやみずか}自らが^お置かれて^{げんじょう}いる^{はな}現状を^{こうかてき}話すことが^{かんが}効果的であると^{つぎ}考えるため、^{ていげん}次のことを^{ていげん}提言する。

(2) ^{しょう}障がい者^{しやこうしはけんじぎょう}講師派遣事業の^{しんせつ}新設^{とく}に取り組むべきである。^{ちゅうおうくしやかいふくし}中央区社会福祉^{きょうぎかい}協議会では、「^{しょう}障がいを^{かた}語る^{こうしいくせい}講師育成^{じぎょう}サポート事業」が^{じつし}実施されている。^{じゅこうしや}受講者は^{すうかい}数回の^{けんしゅう}研修を受け、^う同^{どうしやかいふくしきょうぎかい}社会福祉協議会に^{こうし}講師として^{とうろく}登録され、

いらい おう こうぎ おこな われわれ こうし ようい
依頼に応じて講義を行うものである。我々サポーターも講師になる用意があ
る。しゃかいふくしきょうぎかい れんけい はか しみん ちゅうもく じぎょう はってん
社会福祉協議会と連携を図りながら、市民に注目される事業に発展
することを期待する。

4 就労について

しゅうろう ちいき せいかつ いちばんたいせつ
就労は地域で生活をするうえで一番大切なもののひとつであることから、
しょう しゃ たい しゅうろうしえん つぎ ていげん
障がい者に対する就労支援について、次のことを提言する。

(1) さっぽろし
札幌市の「まちづくりセンター」のいくつかにモデルとして、しょう しゃ こよう
障がい者を雇用
すべきである。これにより、しょう しゃ い さまざま けいたい
障がい者がそのスキルを生かし様々な形態で
しゅうろう かこう ちいき なか みじか さんざい
就労することが可能になるとともに、地域の中で身近な存在になることも
きたい
期待できるものである。

(2) きぎょう しょう しゃ こようりつ おう し していかんりしゃせいど にゅうさつ けいやく
企業の障がい者の雇用率に応じて、市の指定管理者制度や入札・契約
きじゆん せいこのうふ きぎょうゆうち べんぎ はか しく しょう しゃこよう
基準、市税納付、企業誘致などに便宜を図る仕組みをつくり、障がい者雇用
のそくしん はか
促進を図るべきである。

(3) さっぽろし していかんりしゃせいど にゅうさつ けいやくせいど とく けんせつぎょう ぶつびんのうにゅう
札幌市の指定管理者制度や入札・契約制度（特に建設業、物品納入
ぎょうしゃとう ぎょうしゃせんこうきじゆん しょう しゃほうていこようりつ たつせい
業者等）における業者選考基準において、障がい者法定雇用率を達成
している業者に対して、かてん ゆうぐう しょう しゃこよう そくしん
加点などで優遇するなど、障がい者雇用の促進を
はか
図るべきである。

(4) きぎょう しょう しゃ さいようじょうけん さいよう せいげん
企業における障がい者の採用条件について、採用を制限するような
じょうけん みなお
条件を見直しするよう、はたらきかけるべきである。たとえば、さいようじょうけん
なかに、でんわ じょうけん もじ しょう
「電話ができること」の条件や「文字が使用できること」などの条件
せつてい ちょうかくしょう しゃ しかくしょう しゃ
を設定することがあるが、聴覚障がい者や視覚障がい者は、メールやパ
とう きぎょう ようい ぎょうむ
ソコン等を企業が用意することで、業務ができるようになってきていること
から、さいようじょうけん さいよう せいげん みなお
採用条件により採用を制限することは見直すべきである。

(5) しょう しゃ こよう こよう かん じよせいきん てきょうくんれん きかん けいか
障がい者が雇用されても、雇用に関する助成金や適用訓練の期間を経過
すると、かいこ
解雇されるというケースがあるので、そのようなことがないよう、きぎょう
企業
はたら
に働きかけるべきである。

5 障害者自立支援法の地域生活支援事業について

移動支援事業及び日常生活用具給付事業について、障がい者が地域でより安心して生活することができるよう、次のことを提言する。

- (1) 移動支援事業について、通勤、通学、通所等にも利用できるよう、制度の適用を拡大するべきである。
- (2) 視覚障がい者の就職時や転職時において、通勤に慣れるまでの間、期間限定で歩行訓練を伴う移動支援事業を受けられるよう、制度の適用を拡大すべきである。特に、視覚障がい者にとっては、通勤に対するサポートで就労自立が促されると考える。
- (3) 日常生活用具給付事業について、盲ろう者のみに給付されてきた点字ディスプレイを視覚障がい者にも給付するよう、制度の適用を拡大するべきである。中途視覚障がい者は、パソコン等の普及により社会復帰する事例が増えており、点字ディスプレイを音声パソコン等と接続することで、点字使用者のスキルアップが図られると考える。

6 身体障がい者手帳

携帯を義務付けられている身体障がい者手帳について、視覚障がい者に対する情報を保障するため、次のことを提言する。

- (1) 視覚障がい者にとっては、現在の墨字による身体障がい者手帳では、記載されている内容が分からないため、希望する視覚障がい者に点訳版の手帳も併せて交付するべきである。

7 札幌市の附属機関等への障がい者の登用について

札幌市の各種施策に障がい者の意見も反映させるため、次のことを提言する。

- (1) 札幌市の審議会、委員会などの附属機関等に、障がい者を登用するべきである。